

愛川町教育委員会

令和2年6月22日

愛川町教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 2 年 6 月 22 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 2 時 49 分まで
 - 2 会議場所 愛川町役場 201 会議室
 - 3 議事日程 日程第 1 前回会議録の承認について
日程第 2 教育長報告事項について
(1) 教育長報告
(2) 令和 2 年第 2 回愛川町議会定例会について
日程第 3 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員委嘱について
日程第 4 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員委嘱について
日程第 5 その他
(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況について
 - 4 出席委員 教育長 佐藤 照明
教育委員 (教育長職務代理者) 梅澤 秋久
教育委員 榮利 隆一
教育委員 平田 明美
教育委員 大貫 洋
 - 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 亀井 敏男
教育総務課長 宮地 大公
指導室長兼教育開発センター所長 茅 泰幸
生涯学習課長 上村 和彦
スポーツ・文化振興課長 松川 清一
教育総務課主幹 小島 亘
-

◎開会

- （佐藤教育長） 出席者は5人であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会6月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （佐藤教育長） 初めに、日程第1、前回会議録の承認についてを議題といたします。

4月臨時会4月30日及び5月定例会5月25日分でございますので、会議録については既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） 特に質疑ございませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1、前回会議録の承認については、原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお返しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第2

- （佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について、資料1に基づき報告をさせていただきます。

令和2年5月26日から6月21日までの間に出席いたしました主な会議について、報告をいたします。

5月26日、愛甲郡小学校長会長、芦澤校長が今年度の会長ということで、ご挨拶に来られました。新型コロナウイルス感染症対策の本部会議。

28日、6月議会の想定質問ヒアリング。

29日、県央教育事務所の藤本副所長来室。この日は、吉川前副町長が体調不良で退任をされましたので、退任式がありました。

6月1日、菅原小学校区の登校指導。辞令交付。体育施設関係の施設巡回。

2日、町議会定例会1日目。

4日、町議会定例会2日目、一般質問。

5日、臨時小中学校長会。15日以降の件について、各学校の質問等を受けながら確認をいたしました。

8日、政策調整会議。県央教育事務所副所長が再度来室。

9日、学校訪問、愛川中原中学校。

10日、中津小学校、菅原小学校の学校訪問。分散登校の状況を見ながら、各学校で配慮しながら取り組んでいる状況を確認しました。10日、体育協会会長来庁。昨年度までの榎本会長から古座野会長に代わりましたので、ご挨拶を含めて来庁されました。

12日、町議会定例会3日目の最終日。一般質問はありません。愛川町地域学校協働活動推進員委嘱状交付式及び町地域学校協働活動推進員会議。土曜日の神奈川新聞に掲載されておりましたが、各学校1名ずつの委嘱が今年度からできるようになりました。

15日、行政経営会議。

17日、高峰小学校、18日、中津第二小学校の学校訪問。

19日、厚木市・愛川町・清川村教育長連絡会。

報告は以上です。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○(佐藤教育長) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○(佐藤教育長) 特に質疑ありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和2年第2回愛川町議会定例会について、資料2に基づき報告をいたします。
教育次長。

○（亀井教育次長） それでは、資料2をご覧ください。令和2年第2回愛川町議会定例会一般質問のうち、教育委員会への質問に対する答弁の要点について、ご説明いたします。

資料をおめくりください。今回、3名の方から3項目5点の質問がございました。

まず、岸上敦子議員であります。子どもの安全対策について4点質問され、教育委員会は、4点目の愛川町通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の実施状況と今後の取組について答弁をしております。

資料1ページですが、概要を説明します。

2つ目の丸ですが、本町では、これまでも通学路の安全確保のため通学路の安全点検を実施し、横断歩道の塗り直しやカーブミラーの設置など必要な対策を講じてきた。また、国の要請に基づき、平成30年5月に愛川町通学路交通安全プログラムを策定し、愛川町通学路安全対策協議会を併せて設置をしたところでございます。

質問の合同点検の実施状況でございますが、各小学校へ通学路の危険箇所について調査を依頼し、先ほど申し上げた協議会において合同点検を実施しているところです。この合同点検で確認した通学路の指定箇所については、随時、改善に向けた対策を講ずることとしておりまして、これまでも、植込みが繁茂したところの刈込みや横断歩道の塗り直し、さらにはスピードの出し過ぎを抑制する路面舗装を実施するなど、危険箇所の改善に努めたところです。

今後の取組であります。定期的な合同点検を実施し、2ページになりますが、児童・生徒への交通安全指導と注意喚起を行うなど、ハード、ソフト両面から継続的に取り組んでまいりたいという答弁をしております。

続いて、小林敬子議員からは、教育行政について3点質問をされました。

1点目の、小中学校の休校を決定した過程と、その際の教育委員会の関わりについてありますが、2月27日に国からの休校要請を受け、教育委員会では、児童・生徒の休業中の過ごし方や卒業式の実施方法、近隣市町村の対応状況といった課題整理、今後の対応方針について検討し、3月2日から春休み開始前の3月25日までを町立小中学校の臨時休校とし、実質的な学校再開を4月6日とする決定をしたこと。

その後、4月6日からの学校再開に向けた準備をしてまいりましたが、4月2日に県から休校の協力要請、厚木保健福祉事務所管内の感染者の状況を鑑みて、4月17日まで休校を延長したと。

こうした中で、4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を

受けた県からの協力要請により、臨時休校期間を5月6日まで再度延長したところ、5月4日の緊急事態宣言の期間延長による県からの協力要請により、5月31日までさらに延長したと。

こうした休校延長に際しましては、近隣市町村との情報共有、収集した情報を基に電話連絡や臨時の教育委員会会議を開催するなど、教育委員会の皆様にそれぞれの立場からご意見を伺いながら対応策を検討してきたと。また、4ページにまいります。緊急事態制限の解除を受け、6月1日から12日までは半日日程による分散登校を行い、6月15日より通常どおりの学校再開を目指す旨を回答、説明しております。

2点目の、児童・生徒の当面の中長期的学習の取組については、密閉・密集・密接のいわゆる3密を避けるための分散登校期間を設け、6月1日から段階的な学校再開を進める中で、臨時休校期間中の家庭学習を適切に評価した上で、理解の不足しているところを補い、学習の定着を図っていること、さらに、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察により、児童・生徒の状況を的確に把握し、教育相談の実施やカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアにも取り組んできたことを説明しております。

次に、中長期的な取組についてであります。授業時数確保に向けた教育課程の見直し、児童・生徒の学習の保障に努めていること、さらに、文科省が推奨しているGIGAスクール構想に基づいて、令和2年度中にはネットワーク整備工事を行うことと併せて、1人1台の端末整備を並行して整備できるよう取り組むことなどを説明しております。

5ページになります。

3点目の中学校給食を実施するための小学校給食室改修工事のスケジュールについてですが、給食室の改修工事の概要を説明した上で、2つ目の丸、事業の執行に当たっては、費用負担の平準化を図るため、リース方式による契約方法を採用し、受注業者の選定についてはプロポーザル方式により決定したことを説明しております。

改修工事のスケジュールであります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により小中学校の臨時休校が長期にわたり続いたことから、授業時間を確保するため夏休みの期間を例年より短縮することとなったことを説明し、こうした状況になっても契約業者と綿密なる打合せを行い、できる限り授業への影響を抑えながら工事を行い、当初予定していた工期内に工事が完了する見込みであることを答弁しております。

次に、6ページ、3人目の佐藤りえ議員でございます。

SDGsの取組状況について、本町におけるジェンダー平等の実現に向けた取組について

のご質問がございました。

2つ目の丸にございますように、国では、平成28年12月にジェンダー平等の実現をはじめ、健康・長寿の達成や防災・気候変動対策など8つの優先課題と具体的施策を例示した実施指針が策定されたところです。昨年12月にはジェンダーの分野の優先課題を「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」に修正されました。

こうした中、本町におけるジェンダー平等の実現に向けた取組といたしましては、平成30年3月に男女共同参画基本計画後期基本計画を策定し、様々な施策の推進に努めており、具体的には、性的少数者、LGBTに関する理解を深めるため、人権啓発のつどい、男女共同参画推進講演会におきまして、性同一障害の当事者を講師に迎えた講演会を行ったほか、本年2月には、女性の視点で考える家族の防災と題して、東日本大震災で被災者支援に携わられた方を講師に迎え、男女それぞれの立場に配慮した防災体制づくりをはじめ、防災知識や防災行動について、男女平等意識の普及・啓発にも努めたところであります。町では、今後とも、男女共同参画基本計画に定められた施策を着実に推進することによりジェンダー平等の実現に努めてまいりたいと答弁をいたしました。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

大貫委員。

- （大貫委員） 3ページの小林委員の質問1番目、小中学校の休校を決定した過程と、その時の教育委員会の関わりという質問が出ています。

この説明のとおりで、我々も承知していますが、議員さんから、決定した過程と教育委員会がどう関わったのかを説明してくださいという質問が出たということは、裏を返すと、議員も私たちも知らなかったということと言いたかったのではないかなと、この質問を読んで感じました。要するに、知らされていないということに対する文句ではないけれど、つつい言いたくなる気持ちってありますよね。私はこの質問をそういう気持ちで出したのかなと。この答弁がいい悪いではなくて、そういう質問が出たこと自体に、そういうことを感じました。

- （佐藤教育長） 教育次長。

- （亀井教育次長） ご指摘はごもっともでございまして、私の記憶しているところで、2月27、28日以降の件、これについて、議員さんに事前の連絡は漏れておりました。しかしな

がら、それ以降の動きについては、皆様にお集まりいただくわけにはいかないので、電話連絡等を通じて、議会事務局から情報をメールで流してもらうといった対応を取らせていただいております。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にございますか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 佐藤りえ議員の質問に、SDGsの取組状況についてという項目があります。ご存じのとおり、持続可能な開発目標17ある中で、なぜ、このジェンダーを取り上げたのか、その理由を、もし質問の中で述べられていたら教えてください。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 佐藤りえ議員の一般質問で取り上げられているのが、ジェンダー平等というところでございますが、こちらは、特に質問の通告書には具体的な要素として記載はございませんでした。その中でも特に佐藤りえ議員さんにおかれましては、防災関係で男女平等を訴えていたり、また、男女雇用の関係に興味があるところもございまして、そうした関係で、ジェンダー平等というところで男女共同参画の部分で質問をしているというところを把握しております。

以上です。

○（梅澤委員） ご自身の興味で質問している程度であればいいかなと思いますが、以前お話ししたとおり、町の取組においても、男女共同参画を一方で掲げながら、それが実現できていない取組が正直あるかと思えます。その辺については、適切な対応をしていく必要があるかなと思えますので、教育委員会内でご検討していただけたらいいと思えます。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 梅澤委員さんのおっしゃるとおり、男女共同参画につきましては、次長からも申し上げさせていただきました本町の計画、こちらには74の各課にわたる施策がございます。全庁にわたる分野、強く推進、管理もしっかりやってまいりまして、全体的に男女共同参画を図ってまいるように進めていきたいというところがございます。町としての考えも述べさせていただいたところがございます。こうしたことから、生涯学習課が中心となり、進行管理を行いながら、男女共同参画が進むように努めてまいりたいと考

えております。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

しっかりと努めていただきたいと思います。

他にございますか。

大貫委員。

○（大貫委員） 1ページの、岸上議員さんが交通安全について質問していらっしゃる。質問内容に関してどうこうというわけではなく、中央新幹線の橋本、神奈川、駅の橋本の工事、津久井の鳥屋での山を崩して操車場にする工事は、当初、愛川町から厚木方面にダンプカーがあまり通らない計画だったけれど、今、通行量がものすごく多い。業者の人たちも早朝、要するに、子どもの登下校時に迷惑にならないようにしているとは言っているけれど、結果的に迷惑になっちゃうんだよな。

土曜日まで工事をするので、土曜日は、服部牧場の真っすぐな道に朝5時から6時ぐらい、10台ほど並んで待っている。そこから順番にダンプに積みに行き、愛川町の方へ通ってくる。子どもの安全というよりも、そこを通るダンプカーがものすごいスピードでぐわーっと10台ぐらい通る。公から、その工事の在り方みたいなことを言わないと、そのうち事故が起きるのではないかと心配になってしまう。

どういふわけか、上段の細野の道を通らないで、うちから昔の旧道のところを通って中津方面へ行くんだよ。戸倉のところを通って。対策について、どこかから声をかけられないかなといつも思っています。これは議員さんたちには申し訳ないけれど、そう思っています。

○（佐藤教育長） 次長、何かありますか。

教育次長。

○（亀井教育次長） 今、大貫委員さんがおっしゃったことは、初めてお伺いしました。岸上議員さんも、子どもの安全というところでこの質問をされた。今おっしゃったことは、子どもの安全、通学路の安全を確保するという点では全く無関係とは思えませんので、情報収集、どういった状況にあるのかを調査したいと思います。必要があれば関係機関へ働きかけるなどの対応をしてみたいと思います。

以上です。

○（大貫委員） お願いします。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

この件については、別の議員の方からも質問が実は出ておりました。ただ、交通量の話というのは特になかったように思います。計画等についての質問等がありましたので、関係部署との連携をとりながら、現状を把握していきたいと思います。

他にございますか。

(発言する者なし)

- (佐藤教育長) それでは、特に質疑が他にありませんので、令和2年第2回愛川町議会定例会については、ご了承願います。

それでは、日程第2、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第3

- (佐藤教育長) 次に、日程第3、議案第8号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員委嘱についてを議題といたします。

本議案につきましては、愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員任期が令和2年3月31日までとなっておりますことから、新たに委嘱するものであります。

なお、詳細につきましては担当より説明を申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

生涯学習課長。

- (上村生涯学習課長) それでは、議案第8号をご覧ください。生涯学習推進プラン推進委員会委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。

町では、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき、生涯学習推進プラン推進委員会を設置し、委員の委嘱につきましては、生涯学習プラン推進委員会規則第3条の規定により教育委員会が委嘱することとなっております。平成30年度から任期2年として8名の委員さんに委嘱しておりましたが、本年3月31日をもって任期が終了となったものでございます。当該規則第3条第1項に規定する選出区分に基づきまして、各関係団体から新たな委員の推薦書が提出されましたことから、別紙委員名簿に記載の方々を委員として委嘱したいものであります。

それでは、名簿をご覧いただきたいと存じます。

初めに、公募委員であります堀口智子さん、公民館利用団体から翁長陽子さん、社会教育委員議長の萩原庸元さん、区長会から副会長の伊従正博さん、社会福祉協議会から副会長の石井康弘さん、中学校長会から会長の河合良卓さん、町文化協会から副会長の原啓祐さ

ん、町体育協会から理事長の甘利龍二さん、以上8名でございます。

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年でございます。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○（佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第8号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会の委員委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4

○（佐藤教育長） 次に、日程第4、議案第9号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員委嘱についてを議題といたします。

本議案につきましては、愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員任期が令和2年3月31日までとなっておりますことから、新たに委嘱するものであります。

なお、詳細につきましては担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたいと存じます。

生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） 続きまして、議案第9号をご覧ください。

男女共同参画基本計画推進委員会委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

町では、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき、男女共同参画基本計画推進委員会を設置し、委員の委嘱につきましては、男女共同参画基本計画推進委員会規則第3条の規定により、教育委員会が委嘱することになっております。

平成30年度から任期2年として8名の委員さんに委嘱をしておりましたが、本年3月31日

をもって任期が終了となったものでございます。当該規則第3条第1項に規定する選出区分に基づきまして、各関係団体から新たな委員の推薦書が提出されましたことから、別紙委員名簿に記載の方々を委員として委嘱したいものでございます。

それでは、名簿をご覧ください。

初めに、公募委員でございます根本真由美さん、女性有識者といたしまして昨年度も委員長として携わっていただきました荻田允子さん、区長会から副会長の小林晴男さん、社会福祉協議会から会長の萩原庸元さん、小学校長会から佐野昌美さん、町婦人団体連絡協議会から東條洋子さん、愛甲商工会女性部から部長の佐藤明美さん、厚木愛甲地域連合から加藤豊和さん、以上の8名でございます。

なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年でございます。

説明は以上です。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、議案第9号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会の委員委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- （佐藤教育長） 次に、日程第5 その他を議題といたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況についての説明をお願いいたします。

指導室長。

- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応状況についてでございます。資料3、愛川町立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策の手引き（第2版）について説明をさせていただきますながら、現在の対応状況についてお話し

させていただきます。

本手引きは、4月30日の臨時会にてお示しさせていただいた資料の改定版となっております。資料の中に下線部がございますが、文部科学省から出された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル、学校の新しい生活様式、5月22日版等をもとに変更点を加えて改定したものであります。なお、文科省の衛生管理マニュアルについても、6月16日付で修正が加えられております。参考までに机上に配付させていただきましたが、本町の手引きを原則としつつも、国や県からの要望を加味しながら対応していきたいと考えております。

本町の手引きの主な変更点といたしましては、手引きをめくっていただきますと、1ページにあります基本大原則に、手洗いや多数が触れる箇所の消毒の徹底を加えております。

2ページをご覧くださいませでしょうか。家庭での健康観察で、異常があれば登校を控えること、学校でも、異常を感じたらすぐに安全に帰宅させ、自宅で休養することを盛り込んでおります。

さらに、おめくりいただいて、10ページのところになります。

10ページでは、体育時間のマスクの着用について記載しましたが、これから暑くなりますので、熱中症対策も考えながら児童・生徒の健康管理をしていくこととしております。

主な修正点は以上でございます。本町では、6月15日より給食を再開し、通常登校へ移行しておりますが、新しい生活様式を導入した教育活動を進めているところであります。今後の国や県、近隣市町村の感染状況等に目を配りながら、今できる適切な対処について、教育委員さんのご意見を伺いながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） 続けて、生涯学習課長。
- （上村生涯学習課長） 続きまして、手引きの11ページの後ろにA4の横版でございます、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応一覧、6月19日現在をご覧くださいませと存じます。

放課後児童クラブにつきましては、6月15日月曜日からの通常登校に対しましては、各校の下校後から開所いたしております。引き続き児童の検温・体調管理の徹底、手指消毒の実施しております。なお、次亜塩素酸水噴霧器の使用につきましては、文科省から、安全性が明確でないため児童がいる空間で使用しない旨の通知がありましたことから、現在

は一時的に使用の見合せをしております。

続きまして、図書館でございます。6月19日から一部開館をしております。館内へ入館していただきまして閲覧していただき、本を選んでいただき、貸出しを実施しております。なお、新聞、雑誌の閲覧、館内の座席及び学習室の利用は、当面の間、使用不可といたしております。

続いて、文化会館・半原公民館・中津公民館でございます。こちらにつきましては、6月1日月曜日から各部屋の定員を減らしまして貸出しを再開しております。ただし、文化会館ホールにつきましては、当面の間、使用不可とさせていただきます。

最後に、かわせみ広場でございます。こちらは現在休止としているところでございますが、指導員体制等を整えつつ、お子さんの学校での生活状況を把握しながら、7月1日から再開をしたいと考えております。

以上でございます。

- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。
- （松川スポーツ・文化振興課長） それでは、スポーツ・文化振興課の所管いたします施設・行事・会議等に関します対応についてご説明を申し上げます。

まず、公共体育施設につきましては、5月25日の緊急事態宣言の解除をもちまして、近隣市町村の状況を考慮しながら、6月1日からの開館をしているところでございます。しかしながら、トレーニングルームにつきましては当面利用不可ということで対応をしているところでございます。

町営プールにつきましては、再三再四協議を行いました。しかしながら、更衣室、プールサイド等におきまして3つの密を防ぐことが大変困難でございます。仮に入場制限等を行った場合におきましても、混乱すること、熱中症の危険が伴うなど、安全な環境を整えることは難しいということ。さらには、小・中学校の夏休みが、17日間と大幅に短縮したこと、また、本町のプールは町外から来る方がたくさんいらっしゃいます。総合的に判断いたしまして、感染リスク、一部住民の不安感情などを考慮し、今年度は中止という判断をさせていただいた次第でございます。

学校開放事業につきましても、屋内につきましては当面中止、グラウンドにつきましては、6月13日、分散登校終了後、開放をしているところでございます。屋内につきましては学校の事情を斟酌しながら、今後、検討を重ねてまいりたいと考えております。

郷土資料館につきましては、6月2日から県と同様に対応をさせていただいております。

古民家山十邸につきましても、町の施設と同様、6月1日から再開をしているところでございます。

いずれにしましても、マスクの着用や手指の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、こちらは、愛川町独自で感染リスクの予防を確保するため、ソーシャルディスタンス、市町村立学校の教育活動再開等に関するガイドライン、教室内における安全確保の距離を1つの目安として設置をし、各公共施設でも運用しているところでございます。また愛川町では、チェックリストを利用者の方に周知するとともに、利用者に対して名簿の提出を義務づけているというところで、現在、対応させていただいております。

行事についてでございますが、古民家山十邸で計画をしてございましたプラスアクト事業「夏の夕べ」の開催時期の検討も視野に入れてはおりますが、現段階では中止、山十邸でこの時期にやっておりました七夕飾りについても中止。

スポーツ教室でございますけれども、クライミング教室につきましては、現段階では11月と2月に実施を予定してございます。水泳教室につきましても、町内プールの休業に伴いまして中止。サーフィン教室につきましても、現在、海水浴場は開設されないという情報がありますけれども、今後、業者等の状況や社会情勢を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。オリンピック・パラリンピックに伴います自転車ロードレースの開催、採火セレモニーも中止。剣道大会につきましても、今後の日程に関して現在検討をしているところでございます。10月11日に計画をしてございますスポーツ・レクリエーション・フェスティバルにつきましても、社会情勢の動向を見ながら判断してまいりますが、現段階では、我々は実施の方向で会議等、計画等を進めているところでございます。スポーツ推進委員の救命講習についても、現段階では未定とさせていただきます。

会議等でございますが、スポーツ・レクリエーション・フェスティバルの運営に伴います実行委員会、体育協会の啓発宣伝委員会、こちらにつきましては、先週までは実施の方向で検討しておりましたが、先週末をもって、書面会議とさせていただくことで現在進めております。文化財保護委員会につきましては、今度の30日の火曜日に予定しておりますけれども、ソーシャルディスタンスの感染予防対策を講じながら実施。文化協会の理事会、文化協会広報委員会も同じく実施。スポーツ推進委員の会議につきましても、会長と相談しながら日程調整をすることで現在考えています。最後になりますが、音楽祭の実行委員会につきましても、現段階では進める方向で計画を重ねていかなければいけない状況にありますことから、日程について調整をしているところでございます。

スポーツ・文化振興課所管につきましては、以上でございます。

- （佐藤教育長） それでは、説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

大貫委員。

- （大貫委員） 先ほど、学校見学をさせてもらい、先生方が放課後に消毒をしていると聞いて、大変だなと思いました。このマニュアルでやりなさいということになってはいますが、見通しとして、どの範囲までやるのか。例えば、夏休みは子どもがいないから、消毒しない等、そういう指針をひとつ示さないと、先生方がずっとやるという、その徒労感でまいっちゃうと思います。どこかで区切りみたいなものを明示して、そこで駄目なら、延長しても仕方ないけれども、学校側も一生懸命やっておられますが、気持ちは十分めげていると思います。

- （佐藤教育長） 指導室長。

- （茅指導室長兼教育開発センター所長） 前回の校長会で、この手引きをお示しして、6月中は、この手引きに沿うような形で進めてくださいというお願いをしています。7月以降についても、基本的には継続という形でお願いをしていきたいと思っています。その中でも、トイレ掃除が気になるところです。床掃除やごみ拾いというのは、各校で進み具合は異なりますが、再開していったいいと考えています。トイレ掃除に関しては、大人が衛生面の部分を管理していきたいと思っています。

基本的には、この手引きを参考にしながら7月も進めてくださいということで、お話を校長先生へするつもりです。

- （大貫委員） やってくださいと言って、やり方は各学校に任せちゃっているわけだ。

なるべく負担のないようなやり方を提示してあげたほうがいいな。少しぐらい予算がかかるかもしれないけど、例えば、背負い式の噴霧器、ああいったようなものを各校1台ぐらいずつ配付して、希釈したものをトイレに噴霧するだけでいいと思います。便器まで拭かなくてもいいと思います。先生方の負担を軽くするような指示を出してあげてほしいなとつくづく思いました。

- （佐藤教育長） この点については、7月以降について確認をしなければならいでしょうから、改めて消毒については検討いただき、できるだけ学校の負担にならないような形で進めていけたらと思います。

他にございますか。

平田委員。

- （平田委員） スポーツ・文化振興課の関係でお尋ねします。公共体育施設の中で、6月1日からお貸しする形になっています。もう一つ、古民家山十邸も6月1日から開業しておりますが、両施設ともお貸しする時は、どなたがおいでになったかというのをチェックされていますか。
- （佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。
- （松川スポーツ・文化振興課長） 施設の利用者に関しましては、名簿を作成し、各人の氏名、住所などを記載したものを施設管理者に提出していただくことをお願いさせていただいている状況でございます。
- （平田委員） 古民家山十邸でもやっぴらっしやるんですか。山十邸は、いろいろな方が町外、県外からも、おいでになるとおもいます。その方たちも記入していただいていますか。
- （松川スポーツ・文化振興課長） 古民家山十邸に関しましては、通常の運営におきましても、どこから何で来たのか、そういったものを記帳していただいている状況でございます。この期間に限りましては、氏名、住所などを記載していただいております。
- （佐藤教育長） よろしいですか。
他にございますか。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） それでは、他に質問等がありませんので、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応状況については、ご了承願います。
本日の案件につきましては全て終了いたしました。各委員から、ご意見、ご感想等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （佐藤教育長） よろしいでしょうか。
（「はい」との声あり）
- （佐藤教育長） 事務局で何かございますか。
（発言する者なし）

◎閉会

- （佐藤教育長） 以上で、6月定例会の議事日程の全てが終了いたしましたので、閉会とし

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、6月定例会を閉会といたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和2年7月27日

教育委員会教育長

佐藤 昭明

教育委員会

教育長職務代理者

梅澤 秋久

教育委員

榮利 隆一

教育委員

平田 明美

教育委員

大貫 洋

調整職員

小島 亘